

公 告

大規模小売店舗立地法による意見書に関する件

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第8条第1項の規定により意見書の提出があったので、同条第3項の規定により概要を公告する。

なお、その意見書は令和4年12月6日から1月間岐阜県商工労働部商業・金融課において縦覧に供する。

令和4年12月6日

岐阜県知事 古田 肇

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

（仮称）多治見複合計画

多治見市住吉町一丁目6番1

2 意見の概要

多治見市長の意見

- ・騒音規制、振動規制法又は岐阜県公害防止法条例に定める届出について
- ・交通安全対策等について